

---

プロジェクト パーシャルスピンオフの会計処理

項目 第 506 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 506 回企業会計基準委員会（2023 年 7 月 18 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

## 株式分配実施会社の連結財務諸表上の会計処理

### （資本剰余金の取扱い）

2. 株式分配により支配を喪失して連結範囲から除外する場合でも、資本剰余金の取扱いは、一部売却の場合の取扱いと変わるところはないと考えられ、資本剰余金を引き継ぐとの事務局提案に賛成する。

### （株主資本等変動計算書の表示）

3. 取得後利益剰余金やのれん償却累計額のうち配当に係る部分を子会社株式の配当に伴う持分の増減等その内容を示す適当な名称をもって計上するとの事務局提案では、株主資本等変動計算書において細かく分けて開示することが求められているように読めるが、表示方法については柔軟性を持たせた方が良いのではないかと。

## 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」の改正案

### （対象取引の記載）

4. 企業会計基準適用指針第 2 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（以下「自己株式等適用指針」という。）第 10 項(2)の「保有する子会社株式のすべてを株式数に応じて比例的に配当（按分型の配当）する場合」を修正せず、第 10 項(2)-2 として今回の基準開発の対象となる取引を個別に追加することに関して、基準開発の範囲が限定的であるというコンセプトに沿ったものであると考えられるため、事務局提案に賛成する。

5. 自己株式等適用指針第10項(2)の「子会社」の前に「完全」を追加するかどうかについて、今回の基準開発の範囲を超えて改めて基準開発を行う際に制約にならないように「完全」を追加しない方が良いと考える。
6. 完全子会社株式を配当することが前提になっているのであれば、自己株式等適用指針第10項(2)の「子会社」の前に「完全」を追加してその点を明確にすることが望ましいと考える。

**(例外的な取扱いの範囲)**

7. 自己株式等適用指針第10項(2)-2の文案において、「子会社株式及び関連会社株式のいずれにも該当しなくなった場合」としているが、国際的な会計基準との整合性や理解しやすさを考慮すると、「及び関連会社のいずれにも」を削除して支配を喪失して子会社に該当しなくなった場合とした方が良いと考える。

**(結論の背景)**

8. 帳簿価額による会計処理の論拠としては、現物分配が非相互取引かという観点ではなく、株主視点で考えると組織再編に類似する取引であり株主による投資が継続しているという観点から検討すべきではないか。
9. 自己株式等適用指針第28-4項と第38-2項の文案のそれぞれにおいて開発の経緯を触れられているが、読み比べるとニュアンスが違いうように感じられるため、第38-2項の文章を簡潔にするように見直すことが考えられる。
10. 自己株式等適用指針第38-2項の文案が長く読みづらいように感じられるため、段落を分けて記載するなど見直すことが考えられる。

**「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」の改正案****(前提となる会計処理)**

11. 保有する完全子会社株式の一部を株式数に応じて比例的に配当して子会社及び関連会社のいずれにも該当しなくなった場合の会計処理の前提となっている自己株式等適用指針第10項(2)の場合の連結財務諸表上の会計処理について、具体的な定めや設例等で示すことは利便性があると考えられる。

以上